

千葉県消防団運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の防災活動を強化するため、千葉県消防団の運営に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該千葉県消防団の本部、方面隊、分団、部に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 千葉県消防団 千葉県消防団の設置等に関する条例（昭和40年千葉県条例第30号）第2条により設置された機関をいう。
- (2) 本部 千葉県消防団の組織等に関する規則（昭和51年千葉県規則第18号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に定める本部をいう。
- (3) 方面隊 組織規則第2条第1項に定める方面隊をいう
- (4) 分団 組織規則第2条第3項に定める分団をいう。
- (5) 部 組織規則第2条第3項に定める部をいう。
- (6) 団長 組織規則第4条第1項に定める団長をいう。
- (7) 方面隊長 組織規則第5条第2項に定める方面隊長をいう。
- (8) 分団長 組織規則第4条第1項に定める分団長をいう。
- (9) 部長 組織規則第4条第1項に定める部長をいう。
- (10) 条例定数 千葉県消防団の定員、任免給与、服務等に関する条例第2条に定める定数をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者となる者は、本部に対しては団長、方面隊に対しては方面隊長、分団に対しては分団長、部に対しては部長とする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の対象経費、基準額及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市消防団運営補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市消防団運営補助金交付要綱を遵守すること。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による交付の申請があったときは、申請の内容を調査しなければならない。その結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定により、千葉市消防団運営補助金交付決定通知書(様式第2号)をもって通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めるときは、規則第4条第3項の規定により、千葉市消防団運営補助金不交付決定通知書(様式第3号)をもって通知するものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 第6条第1号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市消防団運営補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更の内容を調査し、その内容が適当と認めるときは、千葉市消防団運営補助金変更交付承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の調査によりその変更内容が不相当と認めるときは、千葉市消防団運営補助金変更交付不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（中止等の申請等）

第9条 第6条第2号の規定により補助金の中止又は廃止について承認を受けようとするときは、千葉市消防団運営補助金中止・廃止申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止又は廃止の申請があったときは、中止又は廃止の内容を確認し、千葉市消防団運営補助金中止・廃止承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により千葉市消防団運営補助金一括事前交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により実績を報告しようとするときは、千葉市消防団運営補助金実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉市消防団運営補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第13条 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、千葉市消防団運営補助金交付決定取消通知書（様式第12号）をもって通知するものとする。

（返還命令）

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市消防団運営補助金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉市消防団運営補助金の交

付に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条)

補助対象 (補助事業者)	対象経費	基準額	補助率
本部 (団長)	1 会議の開催経費 2 訓練の実施経費 3 行事等の実施経費 4 その他の経費	{ (本部の団員数) + (条例定数—各方面隊の 団員数の計) } × 1,000円	10/10
方面隊 (方面隊長)		各方面隊の団員数 × 1,000円	
分団 (分団長)		各分団の部数 × 10,000円	
部 (部長)		各部 27,000円	

備考1 対象経費については、当該年度におけるものとする。

備考2 条例定数、本部及び各方面隊の団員数並びに各分団の部数は当該年度の4月1日現在の数とする。

様式第 1 号

千葉市消防団運営補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

年度千葉市消防団運営補助金の交付を受けたいので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

記

補助事業の目的及び内容	
補助金交付申請額	円
添付書類	1 収支予算書 2 その他

様式第2号

千葉市指令消総第 号

千葉市消防団運営補助金交付決定通知書

様

年 月 日付申請のありました千葉市消防団運営補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の 交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業等中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。3 千葉市補助金等交付規則及び千葉市消防団運営補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

千葉市指令消総第 号

千葉市消防団運営補助金不交付決定通知書

様

年 月 日付申請のあった千葉市消防団運営補助金については、次のとおり交付しないことを決定しましたので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

不交付理由	
-------	--

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

千葉市消防団運営補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

印

年 月 日付千葉市指令消総第 号にて交付決定のあった千葉市消防団運営補助金について、次のとおり変更したいので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

変更の理由	
変更前内容	
変更後内容	
添付書類	

様式第 5 号

千葉市指令消総第 号

千葉市消防団運営補助金変更交付承認通知書

様

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市消防団運営補助金について、次の通り承認したので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長 印

変更前内容	
変更後内容	
交付条件	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 6 号

千葉市指令消総第 号

千葉市消防団運営補助金変更交付不承認通知書

様

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市消防団運営補助金について、次の通り不承認としたので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

印

変更前内容	
変更後内容	
不承認理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

千葉市消防団運営補助金中止・廃止申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

印

年 月 日付千葉市指令消総第 号にて交付決定のあった千葉市消防団運営事業を次のとおり中止・廃止したいので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

中止・廃止の理由	
中止・廃止予定年月日	
添 付 書 類	1 補助事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他

様式第 8 号

千葉市指令消総第 号

千葉市消防団運営補助金中止・廃止承認通知書

様

年 月 日付け中止・廃止承認申請のあった千葉市消防団運営補助金について、次の通り承認したので、千葉市消防団運営補助金要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助事業者	
中止・廃止年月日	
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉県消防団運営補助金一括事前交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付千葉県指令消総第 号千葉県消防団運営補助金一括交付決定通知書による補助金について一括事前交付を受けたいので、千葉県消防団運営補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	1 千葉県消防団運営補助金額決定通知書の写し 2 その他

様式第10号

千葉市消防団運営補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名

印

年 月 日付千葉市指令消総第 号により補助金の交付決定の
あった千葉市消防団運営事業の実績について、千葉市消防団運営補助金交付要
綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助金の交付年月日	年 月 日
補助金の精算額	円
添付書類	1 収支決算書 2 その他

様式第 1 1 号

千葉市達消総第 号

千葉市消防団運営補助金額確定通知書

様

年 月 日付千葉市消防団運営補助金実績報告書により、千葉市消防団運営補助金額を次のとおり確定したので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の精算額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

千葉市達消総第 号

千葉市消防団運営補助金交付決定取消通知書

様

年 月 日付千葉市指令消総第 号により通知した千葉市消防団運営補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市消防団運営補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第13号

千葉市達消総第 号

千葉市消防団運営補助金返還命令書

様

千葉市補助金等交付規則第18条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。